

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字今福八二〇番二地先 から同市大字今福八二〇番二地 先まで		区 間
七・九〇〃 九・一三	七・九〇	敷地の幅員 (メートル)
八・七〇		延長 (メートル)
開発道路(市道) 整備による		備考